広島県緑化センターポスター掲示、チラシ等配架に関する規定

1. 掲示、配架できる団体に関する基準

緑化センターに掲示、または配架できるポスターやチラシ等は、緑化センターの事業に関係するものとし、下記のいずれかに該当する団体に限る。ただし、所内会議において特別に認められた団体や個人はこの限りでない。

- 1) 行政(広島県、広島市など)
- 2)緑化関連団体(広島県みどり推進機構、日本緑化センターなど)
- 3)企業の森連携団体(マツダ、山根木材など)
- 4)マスメディア関係(広島県観光連盟、中国新聞など)
- 5) 学校関係(広島大学、○○小学校など)
- 6) ボランティア団体(ふれあい湧、里山 V、広島市里山整備士会など)
- 7) 地元団体(福田老年会、福田公民館など)
- 8) 同種施設・文化施設(広島県中央森林公園、広島市植物公園など)
- 9) その他団体(三菱 UFJ 環境財団、イズミ、広島きのこ同好会)

団体の具体例を4ページに示す。

ただし、上記に該当する場合でも、下記のものは掲示、配架することができない。

- 1)発行者の連絡先(団体名、所在地、電話番号等)の記載がないもの
- 2) 法令等に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- 3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- 4) 人権を侵害するおそれのある表現が含まれるもの
- 5) 宗教活動または政治活動を目的とするもの

上記の掲示、または配架基準を満たす場合においても、緑化センターの繁忙期等において、 緑化センターが掲示するポスターで掲示スペースが不十分な時、または緑化センターが配布 するチラシ等で配架スペースが十分に確保することができない場合はお断りすることがあ る。同様に、ポスター掲示やチラシ配架期間中であっても、緑化センターの都合で撤去する 場合もある。

2. 掲示できる場所

ポスターを掲示できる場所は以下のとおりとする。

- 1) 常設掲示板4か所(公園入口、第4駐車場前、レストハウス前、第5駐車場)
- 2) 建物内掲示板4か所(管理事務所、学習展示館、レストハウス、緑の相談所) 上記以外で掲示しようとする場合には、所長の決裁を必要とする。

3. 配架できる場所

チラシ等を配架できる場所は以下のとおりとする。

- 1) 管理事務所玄関内の配架ラック、および配架テーブル
- 2) 学習展示館内の配架ラック、および配架テーブル
- 3) レストハウス内の配架ラック、および配架テーブル 上記以外で配架しようとする場合には、所長の決裁を必要とする。

4. ポスターやチラシ等の大きさに関する基準

- 1) 掲示するポスターの大きさは A2 サイズ以下のものに限る
- 2) 配架するチラシ等の大きさは A4 サイズ以下 (折りたたむことにより配架時に A4 サイズ以下となるものも含む) のものに限る

5. 掲示、配架できる期間

イベント等の開催日が定められている掲示物やチラシ等は、そのイベントが開催される3か月前から掲示、または配架できるものとする。これ以外の掲示物やチラシ等は、掲示または配架した日から3か月間を掲示、または配架できる期間とする。

掲示、または配架期限が過ぎたものは、原則として申請した団体のものが、できるだけ 速やかにこれを撤去しなければならない。

6. 許可申請

はじめてポスターを掲示、またはチラシ等を配架することを希望する団体は、掲示物、 またはチラシ等を添えて、掲示・配架に関する許可申請書を提出しなければならない。

附則

本規定は令和7年2月1日より適用する。

広島県緑化センター内へのポスター掲示・資料配架依頼書

	年	月	
広島県緑化センター 管理事務所 所長 様			
申請者 団体名		_	
代表者氏名		-	
団体の所在地		-	
団体の連絡先(電話番号等)		_	
担当者氏名		_	
このことについて、広島県緑化センターポスターが定める掲示、チラシ等で 定を遵守し、下記資料の掲示・配架を依頼します。	記架に	関する	3規
記			
1. 資料名			
2. <u>種別 ポスター掲示 ・ チラシ等配架</u> いずれかに丸印を記入			
3. <u>部数</u>			
4. <u>掲示・配架期間 年 月 日 ~ 年 月</u>	<u>日</u>		
5. 団体の活動内容、資料の概要、掲示・配架目的等について			
====================================	====	====	==
掲示・配架期間後 □ 連絡する □ 処分する □その他()	
掲示・配架途中で撤去した場合 □連絡を希望する			